令和９年度
愛知県公立高等学校をめざす皆さんへ

このリーフレットは、主に中学校３年生と保護者の皆さんに向けて作成したものです。

令和９年度入学者選抜の日程

全日制課程	定時制課程 通信制課程（ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾊｲｽｸｰﾙ） ※　定時制課程と通信制課程（フレキシブルハイスクール）は併願できません。	通信制課程（旭陵・刈谷東） ※　通信制課程前期選抜を合格した者であっても、通信制課程（フレキシブルハイスクール）は出願できます。
推薦選抜・特色選抜 外国人生徒等選抜 全日制単位制選抜 ①　出願期間 １月２５日（月）～２月１日（月） ②　面接・検査 ２月４日（木） ③　合格発表 ２月８日（月）	①　出願期間 １月２８日（木）～２月４日（木） ②　志願変更（定時制課程のみ） ２月５日（金） ③　入学検査 ２月１２日（金） ④　合格発表 ２月１８日（木）	**前期選抜** ①　出願期間 １月１２日（火）～１月１９日（火） ②　入学検査 １月２４日（日） ③　合格発表 １月２７日（水）
一般選抜 海外帰国生徒選抜 ①　出願期間 ２月８日（月）～２月１６日（火） ②　志願変更 ２月１７日（水） ③　学力検査 ２月２４日（水） ④　面接・特別検査 Ａグループ　２月２５日（木） Ｂグループ　２月２６日（金） ※　特別検査は、一部の学科で行います。 ⑤　合格発表 ３月８日（月）	**全日制課程　連携型選抜** ①　出願期間 １月１８日（月）～1月２５日（月） ②　入学検査 １月２７日（水） ③　合格発表 １月２９日（金）	
第２次選抜 ※　一般選抜で欠員が生じた学校・学科で実施します。 ①　出願期間 ３月８日（月）～３月１１日（木） ②　志願変更 ３月１２日（金） ③　入学検査 ３月１６日（火） ④　合格発表 ３月１７日（水）	**第２次選抜** ※　欠員が生じた学校・学科で実施します。 ①　出願期間 ３月４日（木）～３月１１日（木） ②　志願変更（定時制課程のみ） ３月１２日（金） ③　入学検査 ３月１６日（火） ④　合格発表 ３月１７日（水）	**後期選抜** ①　出願期間 ３月１１日（木）～３月１８日（木） ②　入学検査 ３月２３日（火） ③　合格発表 ３月２４日（水）

障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある入学志願者への配慮について

○　「受検配慮申請」に基づき、必要な調整を行った上で、学力検査や面接などにおいて、座席の移動や補助具の使用、英語の聞き取り検査における実施方法の変更、看護師の配置などの配慮がなされます。

長期欠席者等にかかる選抜方法について（過年度卒業生を含む。）

○　やむを得ない事情により、長期間授業を欠席している人を対象として、全日制課程の一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科で実施しています。

※　申請を希望される方

中学校の先生とよく相談する。

↓

出願期間中に
Ｗｅｂ出願システムに登録する。

愛知県教育委員会　・　名古屋市教育委員会　・　豊橋市教育委員会

「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の推薦選抜について

○　本県の公立高等学校全日制課程推薦選抜には「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の選抜基準があります。
　推薦選抜における「恵まれない環境」とは、保護者が次表の(1)から(3)までの事由のいずれかに該当する場合又は志願者が(4)の事由に該当する場合をいい、事由を証明する書類は「証明する書類」欄のとおりです。

○　この推薦選抜は、保護者又は本人からの申し出を受けて、中学校の審査を経て中学校長から推薦されることになっています。希望する人は担任の先生に申し出て、下の表に示した「証明する書類」を中学校が定める期間内に提出してください。出願が認められた人は、出願期間にＷｅｂ出願システムにより、中学校に提出した書類の画像データを登録してください。

事　　由	証 明 す る 書 類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証明する書類又は既に発行されたもので、現に保護を受けていることが立証できる書類
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	(2) 市町村長が発行する非課税証明書もしくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書
(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。）	(3) 県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む。）が発行する児童扶養手当証書
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により養護に欠ける児童として措置されている者	(4) 児童相談所長又は児童福祉施設長が発行する措置されていることを証明する書類

(注) 1　事由(2)による場合、証明する書類は、父母双方のものの画像データを登録すること。
　　2　証明書類は、出願期間における最新のものとする。
　　3　県立高等学校においては、(2)及び(3)の証明する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。
　　名古屋市立高等学校においては、(1)から(3)までの証明する書類は、出願時の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。

公立高等学校全般に関する情報や入試に関する情報は、ホームページをご覧ください

○ 愛知県教育委員会のホームページ

・https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html
　令和９年度入学者選抜についての情報や令和８年度入学者選抜の志願状況などをご覧いただけます。

・https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/senmonkyouiku.html
　「職業教育を主とする学科への進学指導資料」

○ 名古屋市立高等学校のホームページ

・https://nagoya.fureai-cloud.jp/highschool

その他、公立高等学校への入学に関することは、下記へお問い合わせください。

愛知県教育委員会高等学校教育課 進路指導グループ
電話 052-954-6786 (ダイヤルイン)